

これが、日本が『戦争を放棄する』ことを決めた憲法9条です。

この九条が、いま変えられようとしています。

私たちは、戦争で殺し殺されることが再び起こらないよう安倍首相に「憲法を変えないで下さい」という署名を集めています。



九条の会・桜井

九条の会・桜井 桜井市大福240-1
事務局： 大福診療所内

安倍首相が国会に提出しようとしている自民党の9条改憲案は、9条の2を新設し、「前条（9条1項、2項）の規定は・・・必要な自衛の措置をとることを妨げず・・・そのための実力組織として・・・自衛隊を保持する」と明記するものです。現行憲法9条2項を死文（無効）化し、自衛隊の海外派兵と集団的自衛権の合憲化をもくろむものです。

今の自衛隊は「自衛の措置」という名目で、アメリカの起こす戦争に加担することができます。（2015年9月15日強行成立の安全保障関連法で大きく自衛隊の任務が変えられた）



安倍9条改憲NO!
憲法を生かす全国統一署名
にご協力をお願いします。

第9条①日本国憲法

第三章 国家の組織とその権限 第二節 国家の権限とその運営 第二十九条

國體の尊厳及び國家の獨立と主權の存続を維持する事は國家の目的である。

國體の尊厳及び國家の獨立と主權の存続を維持する事は國家の目的である。

國體の尊厳及び國家の獨立と主權の存續を維持する事は國家の目的である。

國體の尊厳及び國家の獨立と主權の存續を維持する事は國家の目的である。

國體の尊厳及び國家の獨立と主權の存續を維持する事は國家の目的である。